

第 48 回手をつなぐ育成会四国大会・大会決議（案）

平成 18 年 10 月に障害者自立支援法が完全実施され、3 年後の見直しによって、平成 21 年 2 月に、与党・障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針が示され、改正案が国会に提案されました。しかしながら審議されないまま衆議院の解散により、障害者自立支援法の改正案は廃止の方向に向かっていますが、その動向は見えない状況です。

こうした状況下において、障害のある当事者やその家族、又福祉支援を提供する事業者にとっても、新たな法案が提示されるまで不安は解消されません。

新たな福祉制度には、日々の暮らしにつながりを感じる制度を期待します。

そして、障害のある人たちが、人として当たり前の生活が送れる地域社会の実現を目指して、ここ香川の地に集い、語り合い、激動し、変化する時代に立ち向かうことを確認しあいました。

私たちは、四国四県の知的障害者とその家族を代表して、次の事項を確実に取り込んだ新しい制度の確立を早急に実現するよう、第 48 回手をつなぐ育成会四国大会の名において決議します。

記

1. 相談支援体制の確立

○地域の相談支援体制の強化や質の向上と相談支援の拠点的機関の設置を

1. 地域に於ける自立した生活のための支援体制の確立

○生活の拠点となるグループホームの大幅な拡充と居住サポート事業の確立

1. 就労支援の充実

○就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実

1. 所得保障

○障害基礎年金の水準の引き上げ

1. 障害児支援の充実

○障害児施設は、多様な障害の子どもを受け入れられるよう一元化すると共に、保育所等への巡回支援の機能を充実する事

○早期発見と早期対応策の充実強化を図ること

1. 利用者負担は応能負担とすること

1. 知的障害者の人権擁護の充実

○早期に障害者虐待防止法と障害者差別禁止法の制定を実現するよう

右 決議します

平成 21 年 10 月 25 日

第 48 回手をつなぐ育成会四国大会